

25環都環第543号
平成26年2月4日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)八王子インター北SC建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事代理
副知事 安藤 立美

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：イオンモール株式会社
代表者：代表取締役社長 岡崎 双一
所在地：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称)八王子インター北SC建設事業
種 類：自動車駐車場の設置
- 対象事業の所在地
計 画 地：八王子市左入町及び滝山町一丁目の一部

第2 意見

【生物・生態系】

計画地に隣接する八王子滝山里山保全地域には、ホタルの生息が確認されていることから、評価の方法として「光害対策ガイドライン（環境省）」を追加するよう検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地城市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

